

## 規制の整合化等に向けた検討について（案）

平成27年3月11日  
経 済 産 業 省  
商務流通保安グループ  
ガ ス 安 全 室

液化石油ガス法の保安規制について、企業の自助努力を促す規制への変革や保安確保策を適切かつ機動的に対応し得るものに進化させるため、以下の視点から検討を進めていく。

# 1. 既存規制の見直し（規制・制度間の整合化）

液化石油ガス法に基づく液化石油ガス販売事業は、消費者保安の観点からガス事業法における簡易ガス事業と類似性を有しているものの、保安確保に関する制度体系が根本的に異なることから、技術基準や保安業務等の保安規制の面において様々な相違点が存在する。

一方、先般行われたガスシステム改革の保安に係る議論では、保安レベルの維持・向上を前提として、望ましい保安の在り方について検討が行われてきたが、その検討方針において、技術基準等の保安規制のうち技術的に同じ評価が可能なものに関しては、できる限り整合化を図ることが重要であるとされたところである。具体的には、消費者に対する周知業務について周知の頻度を可能な限り整合化することや消費機器の調査頻度を可能な限り整合化を図ることなどである。

また、LPガス供給設備・消費設備やバルク供給に使用する充填設備など、高圧ガス保安法を含め適用法令に関係なく同一仕様の設備ないし機器がそのまま使用されている例が少なからずある。各法規間の整合化又は合理化を図るには、安全性の確保が前提条件となっていることから、運用実態上の課題等について把握しておく必要がある。

具体的には、以下の①～③のとおり、他法令との比較検討や運用面での実態調査等を行うことで、安全性の確保を前提として液化石油ガス法とガス事業法等他法令の保安規制における整合化等を図る上で必要となる技術的要件等の整理を行うとともに、整合化等に向けた課題等の取りまとめを行う（1年を目途）。

## ① 保安規制の比較検討調査

液化石油ガス法をベースにガス事業法及び高圧ガス保安法の分野において類似性を有する規制内容を抽出・整理した後、各法規間における保安レベルの差異などについて調査し、整合化等の可能性について整理を行うとともに、保安上の課題等について取りまとめる。

## ② 運用実態の詳細調査

上記①の比較検討調査により、他法令との整合化等を図ることが望ましい規制事項については、当該規制事項の運用に関わる液化石油ガス販売事業者等を対象に運用実態等に係るヒアリングを行うほか、従来の運用において蓄積された保安技術データ等の収集及び分析・解析を行うなど、整合化等によって安全性が確保されるかについて検証を行う。

## ③ 調査結果を踏まえ、規定整合化に向けた検討

上記①及び②に掲げる調査結果を踏まえ、安全性の確保を前提として液化石油ガス法の保安規制の整合化等に向けた課題等の取りまとめを行う。

## 2. 企業の技術革新を促進（性能規定化）

液化石油ガス法に基づく保安の確保において、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、既にLPガスの保安に係る技術基準の多くが性能規定化されている。具体的には、平成12年8月に省令補完基準として定めていた詳細基準を例示基準として示され、性能規定化への措置などを行っているところ。

しかし、一部の告示（供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示）などに仕様基準が存在しているため、今後も技術進展が見込まれる分野を絞り込み、都市ガス等の相互乗り入れも考慮して、民間規格を採用した性能規定化の可能性について検討する（1年を目途）。

なお、バルク供給システムについては、平成9年液化石油ガス法の一部改正により導入されて以降、告示で定める20年検査の実施という節目を未だ経過していないため、循環サイクルを回した上で、全体評価（平成30年度頃を予定）を行う際に、性能規定化の是非も含めた検討を行うこととする。

現在、液化石油ガス器具等の技術基準等に関する省令（以下、「器具省令」という。）においても現行の技術基準（仕様規定）を性能規定化する検討を進めており、来年度中の省令改正（公布・施行）を目指している。これに伴い、液化石油ガス法の保安関係省令、告示も一部改正を行う予定。

（参考）

○液化石油ガス法における今後の性能規定化の例

ガスメーターの機能、硬質管等の規格

### 【現状】

「供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示」において、ガスメーター、硬質管等の詳細な仕様（構造、寸法、材質等）を規定

### 【性能規定化への移行】

民間規格（JISやKHKS）を採用しつつ、ガスメーター、硬質管等について、保安の確保に必要な性能等の規定を検討

○器具省令の性能規定化の概要

- ・ガス用品等において、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目ごとに技術基準を詳細に定める現行の仕様規定を改め、ガス用品等の安全に必要な性能を定めた性能規定化を平成24年度から検討中。
- ・技術基準を性能化することで、事業者は、所定の安全性能を満たせば足りることになるため、設計の自由度が大きくなり、迅速かつ的確な商品開発が可能となる。

### 3. 認定販売事業者制度の有効活用に係る検討

認定販売事業者制度については、液石法の改正（平成9年4月1日施行）により新設され、集中監視システム等高度な保安確保機器を導入<sup>(※1)</sup>し、液化石油ガス保安の高度化に積極的に取り組んでいる液化石油ガス販売事業者を認定<sup>(※2)</sup>し、更なる保安の高度化を図ることを目的としている。

(※1) 認定の要件（LPガスの販売契約を締結している一般消費者のうち、次の3条件を全て満たした一般消費者が70%以上であること）

- ①法令で要求する機能をもったガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者宅に設置していること。
- ②法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者宅のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

(※2) 認定販売事業者数239事業者（平成26年10月1日現在）

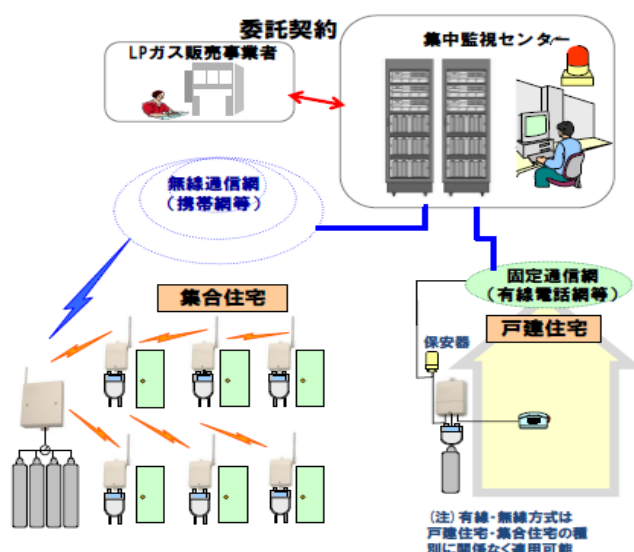
認定販売事業者は、業務主任者の選任基準の緩和、供給設備点検・消費設備調査の周期の緩和、緊急時対応に係る所要時間の緩和等の特例措置（インセンティブ<sup>※3</sup>）を受けることができる。

(※3) 認定液化石油ガス販売事業者に対する優遇制度

- ①販売所ごとに選任が義務付けられている業務主任者の選任基準の緩和  
－基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の2／3を減じることができる。
- ②原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和  
－40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。
- ③4年に一回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和  
－10年に一回以上とすることができる。

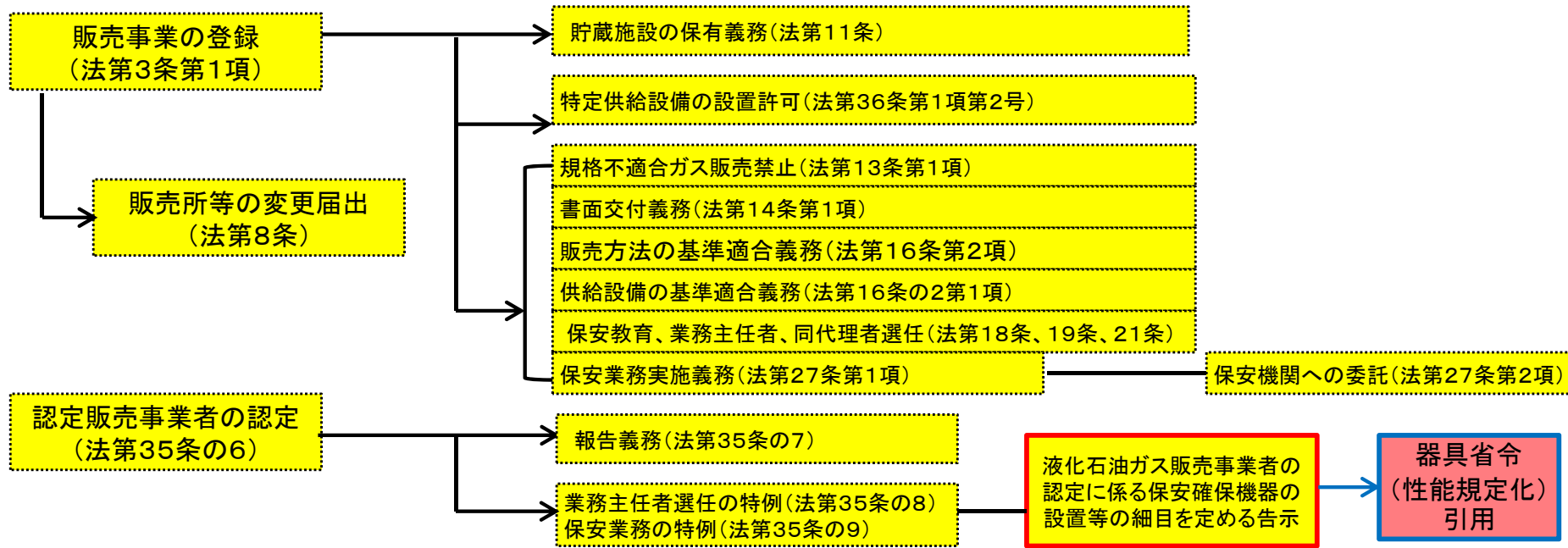
しかしながら、近年では情報通信手段の多様化に伴う設備投資の増大、認定販売事業者の基準（70%）のハードルがあるなどの課題がある。このため、集中監視システムの普及の促進、認定販売事業者制度の有効な活用を図るための対策を検討する（1年を目途）。

（図）LPガス集中監視システムの例



# 液化石油ガス法に係る主な規制(販売事業者・保安機関)

## 販売事業者 液化石油ガス販売 事業に関する規制



## 保安機関 保安機関に関する 規制

